

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税賦課事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、個人住民税賦課課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書では以下の略称を用いています。
「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
「番号法第19条第8号に基づく主務省令」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年／デジタル庁／総務省令第9号）
「条例」……長岡市個人番号の利用等に関する条例（令和4年長岡市条例第48号）

評価実施機関名

長岡市長

公表日

令和7年6月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税賦課事務
②事務の内容	1 個人住民税を賦課するにあたり、地方税法等に基づき、住民等から提出された給与支払報告書や確定申告書等の申告資料をもとに住民の所得や控除等の情報を把握する。 2 把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課を行う。 3 申告書の受け付け等に伴い、確定申告書や住民税申告書等の当初賦課資料の管理を行う。 4 番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	1 納税者管理機能 課税権のある住民に関する情報を管理する。 2 当初資料管理機能 給与支払報告書や確定申告書等の当初賦課資料の個人特定及び管理を行う。 3 課税情報管理機能 当初賦課資料より賦課した所得・控除・税額等の情報を管理する。 4 期割情報管理機能 個人市・県民税額の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。 5 扶養情報管理機能 当初賦課資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。 6 通知書発行機能 納税通知書や課税明細書といった通知書を発行する。 7 課税・非課税証明書発行機能 課税・非課税証明書を発行する。 8 他団体への通知機能 他団体あてに294-3通知や税務署連絡せん等の通知書を発行する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム2～5

システム2

①システムの名称	申告受付システム
②システムの機能	1 当初資料管理機能 確定申告の受け付けに伴い、確定申告書や住民税申告書等の当初賦課資料の管理を行う。 2 扶養情報管理機能 当初賦課資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム3	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	1 国税庁とのデータ連携機能 国税庁から送信されてくる、課税に関する情報を管理する。 2 他自治体とのデータ連携機能 他自治体から送信されてくる、課税に関する情報を管理する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	1 利用者データの審査・管理機能 利用者のデータを管理する。 2 申告・申請・届出データの審査・管理機能 給与支払報告書及び年金支払報告書の電子データを管理する。 3 特別徴収税額データの連携機能 給与所得者又は年金所得者の税額データを送信する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会及び情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合利用番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	

システム6	
①システムの名称	統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)
②システムの機能	1 団体内統合利用番号付番機能 団体内統合利用番号が未登録の個人について、新規に団体内統合利用番号を付番する。 2 宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて宛名情報等を団体内統合利用番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合利用番号に紐付く宛名情報等を通知する。 4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合利用番号に紐付く宛名情報等を通知する。 5 権限管理機能 統合宛名システムを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 (中間サーバー(中間サーバー端末含む)、既存業務システム)
システム7	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	1 住民向け機能: 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2 地方公共団体向け機能: 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☐] その他 (申請管理システム)
システム8	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	1 マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを復号する機能 2 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 3 個人住民税システムに申請データを連携する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 (マイナポータル申請管理)
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
1 個人住民税課税資料ファイル 2 障害者ファイル 3 生活保護ファイル 4 年金特徴ファイル 5 課税台帳ファイル 6 事業所情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法別表24の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第40の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

- 1 個人住民税課税資料ファイル
- 2 障害者ファイル
- 3 生活保護ファイル
- 4 年金特徴ファイル
- 5 課税台帳ファイル
- 6 事業所情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1 給与支払報告書の提出者数 2 公的年金支払報告書の提出者数 3 確定申告書・住民税申告書の提出者数 4 課税調査対象者(未申告者、被扶養者、家屋敷課税対象者)	
	その必要性	課税資料をもとにした適切な課税を行う必要があるため
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (戸籍関係情報)

	その妥当性	1 個人番号 対象者の正確な特定、及び提出された資料に記載された情報保有 2 その他識別番号 庁内システムにおける対象者の正確な特定のため 3 4情報 個人特定時の真正性確認のため 4 連絡先 対象者が特定できなかった場合の連絡先として保有 5 その他住民票関係情報 対象者の続柄等の情報を保有 6 国税関係情報及び地方税関係情報 賦課実施のための根拠として保有 7 医療保険、障害者福祉、生活保護・社会福祉、介護・高齢者福祉関係情報 正確な賦課実施のための判断情報として保有 8 年金関係情報 年金支払者情報等の保有 9 戸籍関係情報 正確な賦課実施のための判断情報として保有
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	財務部市民税課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、福祉課、介護保険課、国保年金課、生活支援課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、法務大臣、各給与取扱法人等 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ 各給与取扱法人等 ） ☐ その他 （ ）	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 国税連携システム、電子データ 等 ）	
③使用目的 ※	正確な賦課決定を行うための資料や情報の管理のため	
④使用の主体	使用部署	財務部市民税課、各支所市民生活課（※所管する出先機関を含む）
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1 賦課決定に関する事務 (1) 提出された資料を個人特定し、対象者毎に課税台帳を作成する。 (2) 記載された所得・控除等情報から住民税額を算出し、当該年度の賦課決定を行う。 (3) 生活保護対象者や障害者である場合には、必要に応じて控除額の変更や非課税判定を行う。 2 扶養調査に関する事務 (1) 提出された資料に記載されている被扶養者の情報をもとに、重複扶養や誤った扶養控除申請がないかの調査を行う。 (2) 未申告調査の対象かどうかの判断において、他対象者に扶養されているかどうかの確認を行う。 3 徴収方法判断に関する事務 (1) 給与支払報告書の提出有無や確定申告書の記載内容をもとに、賦課決定した住民税の徴収方法を判断する。 (2) 前年の賦課状況を参照し、必要に応じて当年度の徴収方法の変更を実施する。	

情報の突合		1 申告資料に記載された国税関係情報及び地方税関係情報から賦課決定等を行う【上記1, 2, 3】 2 障害者関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う【上記1】 3 生活保護関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う【上記1】	
⑥使用開始日		平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> (3) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1		資料のデータ化代行	
①委託内容		各紙資料をデータ化する作業の代行	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社埼玉電算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項2		運用保守業務	
①委託内容		個人住民税システムの運用保守	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社アール・ケーケー・コンピューターサービス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	業務委託契約書において、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないことを明記しているが、再委託の申請書を提出の上、長岡市の承諾を得た場合は、この限りではないとしており、承認した。 再委託先は「秘密保持義務」「個人情報の保護」「特定個人情報の保護」について記載のある業務委託契約書の内容を遵守する契約内容となっている。 また、業務の再委託は、すべて③にある委託先の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、③にある委託先の責めに帰す事由とみなすことを業務委託契約書内に明記している。	
	⑥再委託事項	個人住民税システムに関する運用保守業務	
委託事項3		納税通知書印刷代行	
①委託内容		納付書の出力及び事後処理(ブックイング及び封入、封緘)業務の代行	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社NS・コンピューターサービス	

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務委託契約書において、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないことを明記しているが、再委託の申請書を提出の上、長岡市の承諾を得た場合は、この限りではないとしており、承認した。 再委託先は「秘密保持義務」「個人情報の保護」「特定個人情報の保護」について記載のある業務委託契約書の内容を遵守する契約内容となっている。 また、業務の再委託は、すべて③にある委託先の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、③にある委託先の責めに帰す事由とみなすことを業務委託契約書内に明記している。
	⑥再委託事項	事後処理(ブッキング及び封入、封緘)業務
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (87) 件 [○] 移転を行っている (31) 件 [] 行っていない	
提供先1	別紙1のとおり(73件)	
①法令上の根拠	別紙1のとおり	
②提供先における用途	別紙1のとおり	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定による算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)	
⑦時期・頻度	照会があった際に随時	
提供先2～5		

提供先2	議会議務局議会総務課	
①法令上の根拠	条例別表第3第16の項	
②提供先における用途	児童手当法による職員の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (庁内連携システム)	
⑦時期・頻度	照会があった際に随時	
提供先3	水道局業務課	
①法令上の根拠	条例別表第3第14の項	
②提供先における用途	児童手当法による職員の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (庁内連携システム)	
⑦時期・頻度	照会があった際に随時	

提供先4	消防本部総務課
①法令上の根拠	条例別表第3第15の項
②提供先における用途	児童手当法による職員の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (庁内連携システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会があった際に随時
提供先5	長岡市教育委員会子ども未来部保育課及び子ども政策課
①法令上の根拠	条例別表第3第2の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定による算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (庁内連携システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会があった際に随時
提供先6～10	

提供先6	長岡市教育委員会子ども未来部子ども政策課	
①法令上の根拠	条例別表第3第4の項	
②提供先における用途	予防接種法による乳幼児に対する予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定による算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 庁内連携システム ）	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会があった際に随時	
提供先7	長岡市教育委員会教育部学務課	
①法令上の根拠	条例別表第3第5の項	
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支給に関する事務	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定による算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 庁内連携システム ）	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会があった際に随時	

提供先8	長岡市教育委員会教育部学務課
①法令上の根拠	条例別表第3第6の項
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定による算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 庁内連携システム ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会があった際に随時
提供先9	教育委員会子ども未来部保育課
①法令上の根拠	条例別表第3第8の項
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 庁内連携システム ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会があった際に随時

提供先10	教育委員会教育部教育総務課	
①法令上の根拠	条例別表第3第9の項	
②提供先における用途	児童手当法による職員の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (庁内連携システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	照会があった際に随時	
提供先11～15		
提供先11	教育委員会子ども未来部保育課	
①法令上の根拠	条例別表第3第10の項	
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (庁内連携システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	照会があった際に随時	

提供先12	選挙管理委員会事務局
①法令上の根拠	条例別表第3第11の項
②提供先における用途	児童手当法による職員の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (庁内連携システム) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	照会があった際に随時
提供先13	監査委員事務局
①法令上の根拠	条例別表第3第12の項
②提供先における用途	児童手当法による職員の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (庁内連携システム) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	照会があった際に随時

提供先14	農業委員会事務局	
①法令上の根拠	条例別表第3第13の項	
②提供先における用途	児童手当法による職員の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (庁内連携システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	照会があった際に随時	
提供先15	教育委員会子ども未来部保育課	
①法令上の根拠	条例別表第3第3の項	
②提供先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (庁内連携システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	照会があった際に随時	
提供先16～20		

移転先1	別紙2のとおり(31件)	
①法令上の根拠	別紙2のとおり	
②移転先における用途	別紙2のとおり	
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙	
⑦時期・頻度	照会があった際に随時	
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	<長岡市における措置> セキュリティカード及び生体認証等にて入退室管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	
7. 備考		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 個人住民税課税資料ファイル

・給与支払報告書

- | | | |
|-------------------|----------------|------------------|
| ・宛名番号 | ・年度分 | ・算定団体コード |
| ・バッチ連番 | ・処理コード | ・資料番号 |
| ・合算区分 | ・申告区分 | ・徴収区分 |
| ・指定番号 | ・整理番号 | ・受給者番号 |
| ・パンチ氏名カナ | ・パンチ生年月日 | ・専給区分 |
| ・給与収入一般 | ・給与収入専従 | ・給与特定控除 |
| ・給与所得 | ・所得控除合計 | ・源泉徴収税額 |
| ・源泉徴収税額内未納 | ・源泉徴収税額計算値 | ・控除対象配偶者あり |
| ・控除対象配偶者あり(老人) | ・配偶者特別控除 | ・扶養_特定 |
| ・扶養_同居老親 | ・扶養_老人合計 | ・扶養_一般 |
| ・扶養_障害(特別同居) | ・扶養_障害(特別合計) | ・扶養_障害(その他) |
| ・控除_小規模企業共済等掛金 | ・控除_社会保険料 | ・控除_生命保険料 |
| ・控除_損害保険料 | ・控除_住宅取得特別 | ・定率控除額 |
| ・前職分給与 | ・配偶者所得 | ・生命保険_個人年金支払額 |
| ・損害保険_長期支払額 | ・本人_夫あり | ・本人_未成年 |
| ・乙欄区分 | ・本人_特別障害 | ・本人_その他障害 |
| ・本人_老年者 | ・本人_寡婦 | ・本人_寡夫 |
| ・本人_勤労学生 | ・死亡退職 | ・災害者 |
| ・外国人 | ・就退職区分 | ・就退職年月日 |
| ・算入強制区分 | ・強制親区分 | ・警告エラー無視サイン |
| ・併徴先判定区分 | ・エラー区分 | ・エラー内容 |
| ・作成日 | ・更新日 | ・更新時間 |
| ・更新職員個人番号 | ・更新端末番号 | ・国民年金保険料等 |
| ・転送区分 | ・転送先コード | ・転送日 |
| ・年調区分 | ・住宅取得等特別控除可能額 | ・住宅居住開始年月日1 |
| ・住宅居住開始年月日2 | ・住宅借入金等年末残高1 | ・住宅借入金等年末残高2 |
| ・住宅借入区分1 | ・住宅借入区分2 | ・住宅借入区分3 |
| ・エラー詳細コード | ・年少扶養人数 | ・生命保険_支払額 |
| ・新生命保険_支払額 | ・新生命保険_個人年金支払額 | ・生命保険_介護医療支払額 |
| ・住宅借入金等特別控除適用数 | ・非居住者である親族の数 | ・控除対象扶養親族の欄外記載有無 |
| ・16歳未満扶養親族の欄外記載有無 | ・パンチイメージ番号 | ・摘要欄 |
| ・給与__所得金額調整控除額 | ・控除__基礎 | ・本人__ひとり親 |

・年金支払報告書

- | | | |
|----------------|-------------|--------------|
| ・宛名番号 | ・年度分 | ・算定団体コード |
| ・バッチ連番 | ・処理コード | ・資料番号 |
| ・合算区分 | ・入力区分 | ・徴収区分 |
| ・指定番号 | ・パンチ生年月日 | ・パンチ氏名カナ |
| ・年金収入 | ・年金所得 | ・源泉徴収税額 |
| ・源泉徴収税額内未納 | ・源泉徴収税額計算値 | ・定率控除額 |
| ・配偶者所得 | ・配偶者特別控除 | ・控除対象配偶者あり |
| ・控除対象配偶者あり(老人) | ・本人_特別障害 | ・本人_その他障害 |
| ・本人_老年者 | ・本人_寡婦 | ・本人_寡夫 |
| ・本人_勤労学生 | ・扶養_特定 | ・扶養_同居老親 |
| ・扶養_老人合計 | ・扶養_一般 | ・扶養_障害(特別同居) |
| ・扶養_障害(特別合計) | ・扶養_障害(その他) | ・控除_社会保険料 |
| ・算入強制区分 | ・強制親区分 | ・本人_夫あり |
| ・警告エラー無視サイン | ・エラー区分 | ・エラー内容 |
| ・作成日 | ・更新日 | ・更新時間 |
| ・更新職員個人番号 | ・更新端末番号 | ・転送区分 |
| ・転送先コード | ・転送日 | ・年調区分 |
| ・エラー詳細コード | ・年少扶養人数 | ・非居住者である親族の数 |
| ・パンチイメージ番号 | ・本人__ひとり親 | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 個人住民税課税資料ファイル

・確定申告書、住民税申告書

- | | | | |
|--------------------|---------------------|--------------------|-----------------|
| ・宛名番号 | ・年度分 | ・算定団体コード | ・バッチ連番 |
| ・処理コード | ・資料番号 | ・合算区分 | ・申告区分 |
| ・徴収区分 | ・指定番号 | ・整理番号 | ・受給者番号 |
| ・パンチ生年月日 | ・パンチ氏名カナ | ・納税者番号 | ・務署連絡区分 |
| ・警告エラー無視サイン | ・強制課税区分 | ・手入力区分 | ・所得_営業等 |
| ・所得_営業(営業等内訳) | ・所得_他事(営業等内訳) | ・所得_漁業(営業等内訳) | ・所得_農業 |
| ・所得_肉用牛(免税・免税計) | ・所得_肉用牛(免税売却価格) | ・所得_不動産 | ・所得_利子 |
| ・所得_配当(配当控除適用分) | ・所得_配当(配当控除適用無分) | ・所得_配当(少額) | ・所得_給与 |
| ・所得_公的年金 | ・所得_雑 | ・所得_譲渡一時 | ・所得_一時(2分の1前) |
| ・所得_総合短期 | ・所得_総合譲渡長期(2分の1前) | ・所得_退職 | ・所得_分離山林 |
| ・所得_分離事業雑 | ・所得_分離短期 | ・所得_分離短期軽減 | ・所得_分離長期(一般) |
| ・所得_分離長期(優良) | ・所得_分離長期(居住) | ・所得_分離上場株式 | ・所得_分離未公開株式 |
| ・所得_分離先物取引 | ・合計所得金額 | ・総所得金額 | ・総所得金額等 |
| ・純損失の金額 | ・雑損失の金額 | ・先物取引繰越控除 | ・専従者控除_配偶者 |
| ・専従者控除_その他 | ・平均課税(前々年変動所得) | ・平均課税(前年の変動所得) | ・平均課税(変動所得) |
| ・平均課税(臨時所得) | ・特別控除_一時 | ・特別控除_総合譲渡 | ・特別控除_短期 |
| ・特別控除_短期軽減 | ・特別控除_長期(一般) | ・特別控除_長期(優良) | ・特別控除_長期(居住) |
| ・特別控除_山林 | ・特別控除_上場株式 | ・特別控除_未公開株式 | ・給与収入(一般) |
| ・給与収入(専従) | ・給与(特定控除) | ・公的年金収入 | ・本人_特別障害 |
| ・本人_その他障害 | ・本人_老年者 | ・本人_寡婦 | ・本人_寡夫 |
| ・本人_勤労学生 | ・本人_未成年 | ・本人_夫あり | ・控除対象配偶者あり |
| ・控除対象配偶者あり(老人) | ・配偶者所得 | ・扶養_一般 | ・扶養_特定 |
| ・扶養_老人同居 | ・扶養_老人合計 | ・扶養_障害(特別同居) | ・扶養_障害(特別合計) |
| ・扶養_障害(その他) | ・青色申告区分 | ・専従者_配偶者 | ・専従者_その他 |
| ・非課税所得区分1 | ・非課税所得金額1 | ・控除_雑損 | ・控除_医療費 |
| ・控除_社会保険料 | ・控除_小規模企業共済等掛金 | ・控除_生命保険料 | ・控除_損害保険料 |
| ・控除_寄附金 | ・控除_配偶者特別 | ・控除_配偶者 | ・控除_本人 |
| ・控除_扶養 | ・控除_障害(扶養控除内数) | ・控除_基礎 | ・生命保険_支払額 |
| ・生命保険_個人年金支払額 | ・損害保険_地震支払額 | ・損害保険_長期支払額 | ・所得控除_合計 |
| ・退職_退職収入(現年課税分) | ・退職_所得税用退職所得 | ・退職_勤続年数 | ・退職_障害区分 |
| ・所得税_控除_損害保険料 | ・所得税_控除_生命保険料 | ・所得税_控除_配偶者特別 | ・所得税_控除_寄附金 |
| ・所得税_合計所得 | ・所得税_所得控除計 | ・所得税_その他税額控除 | ・所得税_所得税額 |
| ・計算値_合計所得金額 | ・計算値_控除額合計 | ・計算値_配当控除 | ・計算値_特別減税額 |
| ・計算値_所得税額 | ・収入_営業等 | ・収入_営業(営業等内数) | ・収入_漁業(営業等内数) |
| ・収入_他事(営業等内数) | ・収入_農業 | ・収入_肉用牛 | ・収入_不動産 |
| ・収入_利子 | ・収入_配当(配当控除適用分) | ・収入_配当(配当控除適用無分) | |
| ・収入_配当(少額配当分) | ・収入_雑 | ・収入_一時 | ・収入_総合譲渡短期 |
| ・収入_総合譲渡長期 | ・収入_分離事業・雑 | ・収入_分離短期 | ・収入_分離短期軽減 |
| ・収入_分離長期(一般) | ・収入_分離長期(優良) | ・収入_分離長期(居住) | ・収入_分離山林 |
| ・収入_分離上場株式 | ・収入_分離未公開株式 | ・収入_分離先物取引 | ・特例摘要条文長期 |
| ・特例摘要条文短期 | ・特例摘要条文予備 | ・エラー区分 | ・エラー内容 |
| ・作成日 | ・更新日 | ・更新時間 | ・更新職員個人番号 |
| ・更新端末番号 | ・配当割額 | ・株式譲渡繰越損失 | ・併徴先判定区分 |
| ・転送区分 | ・転送先コード | ・転送日 | ・所得_長期(居住特例) |
| ・長期(居住特例)の繰越損失 | ・収入_配当(私募証券) | ・収入_配当(一般外貨建) | ・所得_配当(私募証券) |
| ・所得_配当(一般外貨建等証券) | ・所得税_外国税額控除 | ・所得税_住宅ローン控除 | ・住宅取得等特別控除 |
| ・翌年申告作成区分 | ・住宅取得等特別控除計算値 | ・住宅取得等特別控除可能額 | ・税源移譲減額計算値 |
| ・発送区分 | ・調査コード・金額予備8 | ・金額予備9 | ・金額予備10 |
| ・譲渡割額 | ・寄附金(ふるさと納税) | ・寄附金(共同募金・日赤支部) | ・寄附金(市条例指定) |
| ・寄附金(都道府県条例指定) | ・所得_分離上場配当 | ・収入_分離上場配当 | ・住宅取得等可能額(H21～) |
| ・算入強制区分 | ・強制親区分 | ・国税連携区分 | ・還付申告区分 |
| ・エラー詳細コード | ・扶養_年少 | ・特定寄附金 | |
| ・震災関連寄附金(限度額80%の分) | ・特定震災指定寄附金(税額控除適用分) | ・認定NPO寄附金(税額控除適用分) | |
| ・寄附金控除(税額控除) | ・退職_特定役員区分 | ・金額予備項目12 | ・金額予備項目13 |
| ・金額予備項目14 | ・金額予備項目15 | ・申告日時 | ・新生命保険_支払額 |
| ・新生命保険_個人年金支払額 | ・生命保険_介護医療支払額 | ・医療費の支払額 | ・金額予備項目16 |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 個人住民税課税資料ファイル

・申告受付情報

- ・年分
- ・算定団体コード
- ・処理コード
- ・合算区分
- ・指定番号
- ・パンチ生年月日
- ・税務署連絡区分
- ・手入力区分
- ・所得_漁業
- ・所得_他事
- ・所得_配当株式
- ・所得_配当私募証券
- ・所得_公的年金
- ・所得_総合譲渡長期2分1前
- ・所得_譲渡一時
- ・所得_分離短期
- ・所得_分離長期特定
- ・所得_分離未公開株式
- ・所得_分離山林
- ・収入_農業
- ・収入_他事
- ・収入_配当株式
- ・収入_配当私募証券
- ・収入_給与専従
- ・収入_雑
- ・収入_一時
- ・収入_分離短期
- ・収入_分離長期特定
- ・収入_上場株式
- ・収入_分離退職
- ・退職障害起因区分
- ・非課税所得区分1
- ・特控_短期
- ・特控_長期特定
- ・特控_有価上場
- ・損益_分離短期
- ・損益_分離長期一般
- ・損益_譲渡一時
- ・純損失の金額
- ・先物取引本年繰損
- ・長期居住特例繰損
- ・配偶者所得
- ・変動所得
- ・配当他住民税ベース
- ・雑損控除
- ・小規模控除
- ・地震保険料控除
- ・老年者控除
- ・障害者控除
- ・基礎控除
- ・損保長期支払額
- ・生保住民税ベース
- ・雑損住民税ベース
- ・老年者住民税ベース

- ・年度分
- ・履歴連番
- ・決定区分
- ・申告区分
- ・整理番号
- ・パンチ氏名カナ
- ・警告エラー無視
- ・所得_営業
- ・所得_肉用牛
- ・所得_不動産
- ・所得_配当その他
- ・所得_配当一般外貨
- ・所得_雑
- ・表示用一時所得
- ・所得_分離事業雑
- ・所得_分離短期軽減
- ・所得_分離長期軽減
- ・所得_分離上場株式
- ・所得_分離退職
- ・収入_漁業
- ・収入_不動産
- ・収入_配当その他
- ・収入_配当一般外貨
- ・給与特定控除
- ・収入_総合譲渡短期
- ・収入_分離事業雑
- ・収入_分離短期軽減
- ・収入_分離長期軽減
- ・収入_先物取引
- ・退職収入支払年度
- ・退職返却区分
- ・特控_総合譲渡
- ・特控_短期軽減
- ・特控_長期軽減
- ・特控_山林
- ・損益_分離短期軽減
- ・損益_分離長期特定
- ・損益_分離山林
- ・雑損失の金額
- ・株式翌年繰越損失
- ・専従控除配偶者
- ・前々年変動所得
- ・臨時所得
- ・配当私募証券住民税ベース
- ・医療費控除
- ・生命保険料控除
- ・寄附金控除
- ・かふ_控除
- ・配偶者控除
- ・生命保険支払額
- ・損保短期支払額
- ・損保住民税ベース
- ・医療費住民税ベース
- ・配所住民税ベース

- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・受給者番号
- ・納税者番号
- ・強制課税区分
- ・所得_農業
- ・所得_肉用牛売却
- ・所得_利子
- ・所得_少額配当
- ・所得_給与
- ・所得_総合譲渡短期
- ・所得_一時2分1前
- ・所得_分離超短期
- ・所得_分離長期一般
- ・所得_分離居住特例
- ・所得_分離先物取引
- ・収入_営業
- ・収入_肉用牛
- ・収入_利子
- ・収入_少額配当
- ・収入_給与一般
- ・収入_公的年金
- ・収入_総合譲渡長期
- ・収入_分離超短期
- ・収入_分離長期一般
- ・収入_未公開株式
- ・収入_分離山林
- ・退職勤続年数
- ・非課税所得金額1
- ・特控_一時
- ・特控_長期一般
- ・特控_有価未公開
- ・損益_経常所得
- ・損益_総合譲渡短期
- ・損益_分離長期軽減
- ・損益_分離退職
- ・株式本年繰越損失
- ・先物取引翌年繰損
- ・専従控除その他
- ・前年変動所得
- ・配当株式住民税ベース
- ・配当一般外貨住民税ベース
- ・社会保険料控除
- ・損害保険料控除
- ・配偶者特別控除
- ・勤労学生控除
- ・扶養控除
- ・個人年金支払額
- ・地震保険支払額
- ・配特住民税ベース
- ・寄附金住民税ベース
- ・合計所得金額住民税

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・総所得金額住民税
- ・課税総合
- ・課税超短期
- ・課税長期一般
- ・課税未公開株式
- ・課税山林
- ・税額総合
- ・税額短期
- ・税額長期特定
- ・税額上場株式
- ・税額退職
- ・総所得金額
- ・所得税一次金額
- ・住宅取得等特別控除
- ・差引所得税
- ・所得税
- ・源泉徴収内未納
- ・本人_未成年
- ・本人_老年者
- ・本人_勤労学生
- ・控対配特障同居
- ・扶養_一般
- ・扶養_老人合計
- ・扶養_その他障害
- ・専従その他
- ・特例条文長期
- ・かふ事由
- ・第2期納税額
- ・期限内納付額
- ・屋号
- ・賦課所在地コード
- ・併徴元区分
- ・転送日
- ・申告者氏名
- ・金額予備3
- ・金額予備6
- ・金額予備9
- ・文字予備2
- ・文字予備5
- ・サイン予備3
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・住宅取得等特別控除
- ・譲渡割額
- ・日赤支部)
- ・所得_分離上場配当
- ・税額上場配当
- ・住宅借入金等可能額(H21～)
- ・新生命保険支払額
- ・復興特別所得税額
- ・給与__所得金額調整控除額
- ・内)収入__業務雑
- ・住宅借入金等特別控除年調済区分
- ・給与__所得金額調整控除額住民税
- ・総所得金額等住民税
- ・課税総合実計
- ・課税短期
- ・課税長期特定
- ・課税上場株式
- ・課税退職
- ・税額事業雑
- ・税額短期軽減
- ・税額長期軽減
- ・税額先物取引
- ・税額肉用牛
- ・総所得金額等
- ・投資リース控除
- ・政党等寄附金控除
- ・災害減免額
- ・特別減税
- ・申告納税額
- ・本人_特別障害
- ・本人_寡婦
- ・控対配
- ・控対配特障合計
- ・扶養_特定
- ・扶養_特障同居
- ・青色申告区分
- ・青色申告特別控除額
- ・特例条文予備
- ・勤労学生の学校
- ・第3期納税額
- ・申告
- ・電話番号
- ・所得税実徴収額
- ・転送区分
- ・エラー区分
- ・金額予備1
- ・金額予備4
- ・金額予備7
- ・金額予備10
- ・文字予備3
- ・サイン予備1
- ・サイン予備4
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・計算一住宅取得等特別控除
- ・寄附金(ふるさと納税)
- ・寄附金(市区町村条例指定)
- ・収入_分離上場配当
- ・住宅特定改修特別控除
- ・上場配当繰越控除
- ・新個人年金支払額
- ・所得税及び復興特別所得税
- ・本人__ひとり親
- ・内)所得__その他雑
- ・所得__給与住民税ベース
- ・所得控除合計額住民税
- ・課税事業雑
- ・課税短期軽減
- ・課税長期軽減
- ・課税先物取引
- ・課税肉用牛
- ・税額超短期
- ・税額長期一般
- ・税額未公開株式
- ・税額山林
- ・合計所得金額
- ・所得控除合計額
- ・配当控除
- ・住宅耐震特別控除
- ・外国税額控除
- ・源泉徴収税額
- ・本人_夫あり
- ・本人_その他障害
- ・本人_寡夫
- ・控対配老人
- ・控対配その他障害
- ・扶養_同居老親
- ・扶養_特障合計
- ・専従配偶者
- ・特例条文短期
- ・予想住民税額
- ・第1期納税額
- ・延滞届出額
- ・税務署受付区分
- ・配当譲渡割控除額
- ・家内労働計算区分
- ・転送先コード
- ・エラー内容
- ・配当・株式等譲渡の申告不要制度適用区分
- ・金額予備5
- ・金額予備8
- ・文字予備1
- ・文字予備4
- ・年調以外かつ専修学校等サイン
- ・サイン予備5
- ・更新時間
- ・電子証明書特別控除
- ・住宅取得控除可能額
- ・寄附金(共同募金)
- ・寄附金(都道府県条例指定)
- ・課税標準額_上場配当
- ・認定長期優良住宅新築等控除
- ・扶養_年少
- ・介護医療支払額
- ・給与__所得金額調整控除適用区分
- ・内)収入__その他雑
- ・内)所得__業務雑
- ・所得__公的年金住民税ベース

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 個人住民税課税資料ファイル

- | | | | |
|-----------|---------|----------|-----------|
| ・扶養関係 | | | |
| ・宛名番号 | ・年度分 | ・扶養者宛名番号 | ・扶養関係コード |
| ・履歴連番 | ・作成日 | ・更新日 | ・更新時間 |
| ・更新職員個人番号 | ・更新端末番号 | ・照会区分 | ・被扶養者宛名番号 |
| ・申告特例通知書 | | | |
| ・宛名番号 | ・年度分 | ・算定団体コード | ・バッチ連番 |
| ・処理コード | ・資料番号 | ・寄附先コード | ・パンチ氏名かな |
| ・パンチ生年月日 | ・パンチ性別 | ・合計寄附金額 | ・入力日 |
| ・算入強制区分 | ・作成日 | ・更新日 | ・更新時間 |
| ・更新職員宛名番号 | ・更新端末番号 | | |
| ・記載番号情報 | | | |
| ・宛名番号 | ・年度分 | ・バッチ連番 | ・処理コード |
| ・合算区分 | ・対象区分 | ・記載順 | ・記載個人番号 |
| ・パンチ生年月日 | ・パンチ性別 | ・合計寄附金額 | ・入力日 |
| ・作成日 | ・更新日 | ・更新時間 | ・更新職員宛名番号 |
| ・更新端末番号 | | | |

2. 障害者ファイル

- | | | | |
|-----------|------------|-----------|----------|
| ・賦課期日情報 | | | |
| ・宛名番号 | ・年度 | ・算定団体コード | ・履歴連番 |
| ・氏名カナ | ・氏名漢字 | ・生年月日 | ・性別 |
| ・町名 | ・番地 | ・方書 | ・地区コード |
| ・行政区コード | ・班コード | ・世帯番号 | ・世帯主かな |
| ・世帯主氏名漢字 | ・記載順位 | ・続柄名 | ・続柄区分 |
| ・続柄コード1 | ・続柄コード2 | ・続柄コード3 | ・続柄コード4 |
| ・現存区分 | ・人格区分 | ・住民となる判定日 | ・住民となる事由 |
| ・住民でなくなる日 | ・住民でなくなる事由 | ・転出確定区分 | ・配偶者宛名番号 |
| ・生活保護区分 | ・障害者区分1 | ・障害者区分2 | ・障害者区分3 |
| ・国保資格 | ・介護保険資格 | ・国民年金資格 | ・国民年金記号 |
| ・国民年金番号 | ・後期高齢資格 | ・各種情報2 | ・各種情報3 |
| ・各種情報4 | ・申告書作成区分 | ・前年申告区分 | ・前年徴収区分 |
| ・本人_老年者 | ・本人_未成年 | ・作成日 | ・更新日 |
| ・更新時間 | ・更新職員個人番号 | ・更新端末番号 | ・郵便番号 |
| ・郵便番号BC | ・住登外課税区分 | ・市町村コード | ・申告発送日 |
| ・生保開始日 | ・生保終了日 | ・詳細コード | ・発送管理1 |
| ・発送管理2 | ・発送管理3 | ・発送管理4 | ・発送管理5 |
| ・発送管理6 | ・発送管理7 | | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

3. 生活保護ファイル

・賦課期日情報

- | | | | |
|-----------|------------|-----------|----------|
| ・宛名番号 | ・年度 | ・算定団体コード | ・履歴連番 |
| ・氏名カナ | ・氏名漢字 | ・生年月日 | ・性別 |
| ・町名 | ・番地 | ・方書 | ・地区コード |
| ・行政区コード | ・班コード | ・世帯番号 | ・世帯主かな |
| ・世帯主氏名漢字 | ・記載順位 | ・続柄名 | ・続柄区分 |
| ・続柄コード1 | ・続柄コード2 | ・続柄コード3 | ・続柄コード4 |
| ・現存区分 | ・人格区分 | ・住民となる判定日 | ・住民となる事由 |
| ・住民でなくなる日 | ・住民でなくなる事由 | ・転出確定区分 | ・配偶者宛名番号 |
| ・生活保護区分 | ・障害者区分1 | ・障害者区分2 | ・障害者区分3 |
| ・国保資格 | ・介護保険資格 | ・国民年金資格 | ・国民年金記号 |
| ・国民年金番号 | ・後期高齢資格 | ・各種情報2 | ・各種情報3 |
| ・各種情報4 | ・申告書作成区分 | ・前年申告区分 | ・前年徴収区分 |
| ・本人_老年者 | ・本人_未成年 | ・作成日 | ・更新日 |
| ・更新時間 | ・更新職員個人番号 | ・更新端末番号 | ・郵便番号 |
| ・郵便番号BC | ・住登外課税区分 | ・市町村コード | ・申告発送日 |
| ・生保開始日 | ・生保終了日 | ・詳細コード | ・発送管理1 |
| ・発送管理2 | ・発送管理3 | ・発送管理4 | ・発送管理5 |
| ・発送管理6 | ・発送管理7 | | |

4. 年金特徴ファイル

・年金特徴対象者情報

- | | | | | |
|-----------|--------------|----------|----------|--------------|
| ・捕捉年度 | ・宛名番号 | ・データ区分 | ・履歴番号 | ・レコード区分 |
| ・市町村コード | ・特別徴収義務者コード | ・通知内容コード | ・予備1 | ・特別徴収制度コード |
| ・作成年月日 | ・年金保険者用整理番号1 | ・年金コード | ・予備2 | ・生年月日 |
| ・性別 | ・氏名カナ | ・氏名漢字 | ・郵便番号 | ・住所カナ |
| ・住所漢字 | ・各種区分コード | ・処理結果コード | ・予備3 | ・各種年月日 |
| ・各種金額1 | ・各種金額2 | ・各種金額3 | ・予備4 | ・年金保険者用整理番号2 |
| ・特徴開始月 | ・特徴開始期別 | ・特徴依頼日 | ・突合結果コード | ・突合区分 |
| ・特徴状態 | ・レコード番号 | ・システム作成日 | ・更新日 | ・更新時間 |
| ・更新職員宛名番号 | ・更新端末番号 | ・各種金額4 | ・各種金額5 | ・各種金額6 |
| ・各種金額7 | ・各種金額8 | ・停止年月 | ・個人番号 | |

・年金特徴受理情報(天引結果、中止結果)

- | | | | |
|---------|--------------|-------------|--------------|
| ・捕捉年度 | ・依頼周期 | ・依頼年月日 | ・ファイル名 |
| ・レコード区分 | ・市町村コード | ・特別徴収義務者コード | ・通知内容コード |
| ・予備1 | ・特別徴収制度コード | ・作成年月日 | ・年金保険者用整理番号1 |
| ・年金コード | ・予備2 | ・生年月日 | ・性別 |
| ・氏名カナ | ・氏名漢字 | ・郵便番号 | ・住所(カナ) |
| ・住所(漢字) | ・各種区分コード | ・処理結果コード | ・予備3 |
| ・各種年月日 | ・各種金額欄(金額1) | ・各種金額欄(金額2) | ・各種金額欄(金額3) |
| ・予備4 | ・年金保険者用整理番号2 | ・レコード番号 | ・システム作成日 |
| ・更新日 | ・更新時間 | ・職員宛名番号 | ・端末番号 |
| ・各種金額4 | ・各種金額5 | ・各種金額6 | ・各種金額7 |
| ・各種金額8 | ・停止年月 | ・個人番号 | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

5. 課税台帳ファイル

・課税情報

・宛名番号 ・年度分 ・算定団体コード ・履歴連番 ・処理日 ・異動日 ・異動事由
・異動事由補足 ・申告区分 ・徴収区分 ・指定番号 ・整理番号 ・受給者番号
・納税者番号 ・税務署連絡区分 ・警告エラー無視サイン ・強制課税区分 ・手入力区分 ・前住地課税区分
・賦課所在地コード ・所得_営業等 ・所得_営業(営業等内訳) ・所得_他事(営業等内訳) ・所得_漁業(営業等内訳)
・所得_農業 ・所得_肉用牛・肉用牛売却価格 ・所得_不動産 ・所得_利子 ・所得_株式配当 ・所得_配当控除無分
・所得_配当(少額) ・所得_給与 ・所得_公的年金 ・所得_雑 ・所得_譲渡一時 ・所得_一時(2分の1前)
・所得_総合短期 ・所得_総合譲渡長期 ・所得_分離山林・所得_退職 ・所得_分離事業雑 ・所得_分離短期
・所得_分離短期軽減 ・所得_分離長期一般・所得_分離長期優良 ・所得_分離長期居住 ・所得_分離上場株式
・所得_分離未公開株式 ・所得_分離先物取引 ・所得_特控後_山林 ・所得_特控後_短期 ・所得_特控後_短期軽減
・所得_特控後_長期一般 ・所得_特控後_長期優良 ・所得_特控後_長期居住 ・所得_特控後_上場株式
・所得_特控後_未公開株式 ・合計所得金額 ・総所得金額・総所得金額等 ・純損失 ・雑損失 ・先物取引繰越控除
・専従者控除_配偶者 ・専従者控除_その他 ・前々年の変動所得 ・前年の変動所得 ・変動所得 ・臨時所得
・特別控除_一時 ・前々年の変動所得 ・特別控除_総合譲渡 ・特別控除_短期 ・特別控除_短期軽減
・特別控除_長期一般 ・特別控除_長期優良・特別控除_長期居住 ・特別控除_山林 ・特別控除_上場株式
・特別控除_未公開株式 ・給与収入(一般) ・給与(特定控除) ・公的年金収入 ・本人_特別障害 ・本人_他障害
・本人_老年者 ・本人_寡婦 ・本人_寡夫 ・本人_勤労学生 ・本人_未成年 ・本人_夫あり ・控対配あり
・控対配老人 ・配偶者所得 ・扶養_一般 ・扶養_特定 ・扶養_老人同居 ・扶養_老人合計
・扶養_障害(特別同居) ・扶養_障害(特別合計) ・扶養_障害(その他)・青色申告区分 ・専従者_配偶者 ・専従者_その他
・非課税所得区分1 ・非課税所得金額1 ・控除_雑損 ・控除_医療費 ・控除_社会保険料 ・控除_小規模
・控除_生保 ・控除_損保 ・控除_寄付金 ・控除_配偶者特別 ・控除_配偶者 ・控除_本人 ・控除_扶養
・控除_扶養障害 ・控除_基礎 ・生命保険_支払額 ・生命保険_個人年金 ・損害保険_地震 ・損害保険_旧長期
・所得控除_合計 ・退職_退職収入 ・退職_所得税用退職 ・退職_勤続年数 ・退職_障害区分 ・所得税_控除_損保
・所得税_控除_生保 ・所得税_控除_配偶者特別 ・所得税_控除_寄付金 ・所得税_合計所得 ・所得税_所得控除計
・所得税_その他税額控除 ・所得税_所得税額 ・計算値_合計所得金額 ・計算値_控除額合計 ・計算値_配当控除
・計算値_特別減税額 ・計算値_所得税額 ・保育用所得税額 ・課標_総合 ・課標_総合(実計) ・課標_肉用牛
・課標_山林 ・課標_退職 ・課標_事業雑 ・課標_短期 ・課標額_短期軽減 ・課標_長期優良 ・課標_長期居住
・課標_上場株式 ・課標_未公開株式 ・課標_先物取引 ・課標_合計 ・市_総合 ・市_肉用牛 ・市_山林
・市_退職 ・市_事業雑 ・市_短期 ・市_短期軽減 ・市_長期一般 ・市_長期優良 ・市_長期居住
・市_上場株式 ・市_未公開株式 ・市_先物取引 ・市_合計 ・市_配当控除 ・市_外国税額控除 ・市_調整額
・市_定率控除額 ・市_端数 ・市_所得割 ・市_減免額(所得割) ・市_均等割 ・市_減免額(均等割)
・県_総合 ・県_肉用牛 ・県_山林 ・県_退職 ・県_事業雑 ・県_短期 ・県_期軽減 ・県_長期一般
・県_長期優良 ・県_長期居住 ・県_上場株式 ・県_未公開株式 ・県_先物取引 ・県_合計 ・県_配当控除
・県_外国税額控除 ・県_調整額 ・県_定率控除額 ・県_端数 ・県_所得割 ・県_減免額(所得割) ・県_均等割
・県_減免額(均等割) ・差引年税額 ・収入_営業等 ・収入_営業(営業等内数) ・収入_漁業(営業等内数)
・収入_他事(営業等内数) ・収入_農業 ・収入_肉用牛 ・収入_不動産 ・収入_利子 ・収入_株式配当
・収入_配当(控除無分) ・収入_配当(少額配当分) ・収入_雑 ・収入_一時 ・収入_総合譲渡短期
・収入_総合譲渡長期 ・収入_分離事業雑 ・収入_分離短期 ・収入_分離短期軽減 ・収入_分離長期一般
・収入_分離長期優良 ・収入_分離長期居住 ・収入_分離山林 ・収入_分離上場株式 ・収入_分離未公開株式
・収入_先物取引 ・損益_経常所得 ・損益_分離短期 ・損益_分離短期軽減 ・損益_総合譲渡短期 ・損益_分離長期一般
・損益_分離長期優良 ・損益_分離長期居住 ・損益_譲渡一時 ・損益_分離山林 ・損益_退職 ・国保_推定所得
・国保_繰越損失 ・国保_繰越損失軽減用 ・特例適用条文長期 ・特例適用条文短期 ・特例適用条文予備
・配当割額 ・配当譲渡割の控除額(市町村) ・配当譲渡割の控除額(県) ・決裁区分 ・併徴元区分
・転送区分 ・株式譲渡繰越損失 ・強制親区分 ・システム作成日 ・更新日 ・更新時間 ・更新職員個人番号
・更新端末番号 ・市_老年者経過 ・県_老年者経過 ・市_配当譲渡割控除不足額 ・県_配当譲渡割控除不足額
・市_調整控除額 ・県_調整控除額 ・所得_分離長期居住特例 ・長期居住特例繰越損失 ・収入_配当(私募)
・収入_配当(一般外貨) ・所得_配当(私募) ・所得_配当(一般外貨) ・強制発送区分 ・所得税_外国税額控除
・所得税_住宅ローン控除 ・資料番号 ・住宅取得等控除_入力値 ・市_税源移譲_入力値 ・市_住宅取得税額控除
・県_住宅取得控除 ・市_税源移譲税額控除 ・県_税源移譲税額控除 ・翌年申告作成区分
・住宅取得等特別控除_計算値 ・住宅取得等可能額 ・県_税源移譲_入力値 ・発送区分 ・調査コード
・上場配当繰越損失 ・住宅用課税標準額 ・住宅用所得税額 ・譲渡割額 ・寄附金(ふるさと納税)
・寄附金(共同募金・日赤支部) ・寄附金(市区町村条例指定) ・寄附金(都道府県条例指定) ・市_寄附金
・県_寄附金 ・所得_分離上場配当 ・収入_分離上場配当 ・課標_上場配当 ・市_上場配当 ・県_上場配当
・住宅借入金等可能額(H21～) ・還付申告区分 ・翌年度用給与支払額 ・翌年度用社保 ・還付加算起算日
・減免区分 ・普徴減免開始月 ・特徴減免開始月 ・減免率 ・国外所得総額 ・外国所得税額
・扶養_年少 ・特定寄附金 ・震災関連寄附金 ・特定震災指定寄附金 ・認定NPO寄附金
・寄附金税額控除 ・金額予備項目11 ・金額予備項目12 ・金額予備項目13 ・金額予備項目14

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

6. 事業所情報ファイル

・事業所情報

- | | | | | |
|------------|----------|------------|----------|---------|
| ・科目コード | ・科目詳細コード | ・宛名番号 | ・大分類コード | ・中分類コード |
| ・小分類コード | ・納付書出力区分 | ・事業所ソート区分 | ・連絡先 | ・作成日 |
| ・更新日 | ・更新時間 | ・更新職員宛名番号 | ・更新端末番号 | ・共済区分 |
| ・公務員区分 | ・納期特例区分 | ・総括はがき作成区分 | ・郵便作成区分 | ・国番 |
| ・事業所予備1 | ・普徴義務者区分 | ・事業所予備3 | ・義務者取消区分 | |
| ・個人事業主一人番号 | | | | |

7. 戸籍関係情報

- | | | | | | | |
|----------|-------|-------|-------|------|-------|-----|
| ・世帯番号 | ・宛名番号 | ・個人番号 | ・氏名 | ・旧氏 | ・生年月日 | ・性別 |
| ・住民となった日 | ・世帯主 | ・続柄 | ・住所 | ・世帯主 | ・前住所 | |
| ・本籍地 | ・筆頭者 | ・転出先 | ・異動事由 | ・異動日 | ・届出日 | |

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

- 1 個人住民税課税資料ファイル
- 2 障害者ファイル
- 3 生活保護ファイル
- 4 年金特徴ファイル
- 5 課税台帳ファイル
- 6 事業所情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	照会を行う際は、番号法に定められている事務であることを確認する。 外部に照会文書等を送付する場合は、対象者に関する必要な情報項目のみを記載する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 1 書面を送付する際、用途と利用について詳細な説明を行った上で、返信先の明記や返信用封筒の添付等で返送先の誤りを防ぐ。
2 入手した情報についてはシステムで氏名・生年月日等の情報で照合を行い、誤った情報については事務に利用しないことを徹底する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	宛名システムでは権限の管理を行っており、番号制度の事務実施者以外は個人番号を参照できないように制御を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<選択肢> [行っている] 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 システム利用は、必要と思われる職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。 2 なりすましによる不正を防止するため、パスワードに一定の有効期限を設けている。
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、システム上3か月、それ以前のはCSVデータとして7年間保存する。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 業務外利用の禁止等を個人情報保護研修で指導する。 2 他市町村や行政機関において、市民等の情報をのぞき見したり、市民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞報道等を、個人情報保護研修で配布し、その事故の背景を十分に説明した上で、職員の意識の向上に努める。 3 バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・派遣者・委託先に対し指導する。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等遵守に関する事項 2 秘密保持義務に関する事項 3 特定個人情報の目的外利用の禁止に関する事項 4 再委託における条件に関する事項 5 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する事項 6 従業者に対する監督・教育に関する事項 7 必要があると認めるときに実地調査を行うことができる規定に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先と同様の規定を再委託先にも遵守させている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務において、誰に対し何の目的で提供できるかをまとめたマニュアルを作成し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。年1度の研修、個人情報保護の理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
1 特定の権限者以外は情報照会・提供できず、また情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。 2 庁内連携システムでは本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか転移できないよう、システムの仕組みとして担保されている。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<長岡市における措置> 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。言い換えれば、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> 情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法の規定に基づき認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年分保管する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	1 サーバー設置場所へは許可なく入室できないよう入退室の管理を行っている。 2 不正アクセスを防止するためウィルス対策ソフトの導入を行っている。 3 保管期間が過ぎた紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1 システムにおけるサーバーの設置場所では監視カメラやICカードで入退室を管理しているほか、事務端末及び紙ベースの資料については施錠ができる場所で管理している。 2 ウイルス対策ソフトを導入し、データの流出・消去を防ぐほか、紙ベース資料については保存年限を設けて管理を行うことにより不要な情報消去を防ぐ。 物理的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 技術的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②長岡市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルスソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤長岡市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適応を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦長岡市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧長岡市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 特定個人情報の消去手順 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
8. 監査	
実施の有無	[☒] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<長岡市における措置> 1 管理職員又は一般職員を対象とした情報セキュリティ研修を、交互に年1回実施し、情報セキュリティ意識の向上を図っている。 更に、初任者及び臨時職員については別途、情報セキュリティに関する研修を年1回実施している。 2 希望者を対象としたe-ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

10. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取り扱いについては、当該業務データを保有する長岡市及びその業務データの取り扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は長岡市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、長岡市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部庶務課 〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10 Tel.0258-39-2203
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	財務部 市民税課 〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10 Tel.0258-39-2212
②対応方法	1 問合せ受付時に、問合せに対する対応について記録を残す。 2 情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関連部署に事実確認を行う。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年1月21日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	長岡市パブリックコメント実施要綱(平成21年長岡市告示第88号)に基づくパブリックコメントの実施
②実施日・期間	令和2年2月7日から同月28日まで
③主な意見の内容	特に意見はなかった。
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	令和2年3月3日
②方法	長岡市個人情報保護審議会による点検を実施
③結果	特に意見はなく、問題ないとして了承された。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1 個人住民税を賦課するにあたり、地方税法に基づき、住民から提出された給与支払報告書や確定申告書等の申告資料をもとに住民の所得や控除等の情報を把握する。 2 把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課を行う。 3 確定申告の受け付けに伴い、確定申告書や住民税申告書等の当初賦課資料の管理を行う。 4 番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。	1 個人住民税を賦課するにあたり、地方税法等に基づき、住民等から提出された給与支払報告書や確定申告書等の申告資料をもとに住民の所得や控除等の情報を把握する。 2 把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課を行う。 3 申告書の受け付け等に伴い、確定申告書や住民税申告書等の当初賦課資料の管理を行う。 4 番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	1 個人住民税課税資料ファイル 2 障害者関係ファイル 3 生活保護関係ファイル 4 年金特徴ファイル	1 個人住民税課税資料ファイル 2 障害者ファイル 3 生活保護ファイル 4 年金特徴ファイル 5 課税台帳ファイル 6 事業所情報ファイル	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	7 年金特徴関係情報 年金特徴を行うかの判定や年金特徴の天引き判定するために保有	(削除)	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	中央サービスセンター	(削除)	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	1 賦課決定に関する事務 (1) 提出された資料を個人特定し、対象者毎に資料を一本化する。 (2) 記載された所得・控除等情報から住民税額を算出し、当年度の賦課決定を行う。 (3) 生活保護対象者や障害者である場合には、必要に応じて控除額の変更や非課税判定を行う。 2 扶養調査に関する事務 (1) 提出された資料に記載されている扶養者の情報をもとに、重複扶養や誤った扶養控除申請がないかの調査を行う。 (2) 未申告調査の対象かどうかの判断において、他対象者に扶養されているかどうかの確認を行う。 3 徴収方法判断に関する事務 (1) 給与支払報告書の提出有無や確定申告書の記載内容をもとに、賦課決定した住民税の徴収方法を判断する。 (2) 前年の賦課状況を参照し、必要に応じて当年度の徴収方法の変更を実施する。	1 賦課決定に関する事務 (1) 提出された資料を個人特定し、対象者毎に課税台帳を作成する。 (2) 記載された所得・控除等情報から住民税額を算出し、当該年度の賦課決定を行う。 (3) 生活保護対象者や障害者である場合には、必要に応じて控除額の変更や非課税判定を行う。 2 扶養調査に関する事務 (1) 提出された資料に記載されている被扶養者の情報をもとに、重複扶養や誤った扶養控除申請がないかの調査を行う。 (2) 未申告調査の対象かどうかの判断において、他対象者に扶養されているかどうかの確認を行う。 3 徴収方法判断に関する事務 (1) 給与支払報告書の提出有無や確定申告書の記載内容をもとに、賦課決定した住民税の徴収方法を判断する。 (2) 前年の賦課状況を参照し、必要に応じて当年度の徴収方法の変更を実施する。	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号に基づく条例案	条例別表第3第16の項	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号に基づく条例案	条例別表第3第14の項	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号に基づく条例案	条例別表第3第15の項	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先5 ①法令上の根拠	教育委員会子育て支援部保育課及び子ども家庭課 番号法第19条第9号に基づく条例案	教育委員会子ども未来部保育課及び子ども家庭課 条例別表第3第2の項	事後	重要な変更にあたらない項目

平成29年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先6 ①法令上の根拠	教育委員会子育て支援部子ども家庭課 番号法第19条第9号に基づく条例案	教育委員会子ども未来部子ども家庭課 条例別表第3第4の項	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号に基づく条例案	条例別表第3第5の項	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号に基づく条例案	条例別表第3第6の項	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先9 ①法令上の根拠	教育委員会子育て支援部保育課 番号法第19条第9号に基づく条例案	教育委員会子ども未来部保育課 条例別表第3第8の項	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号に基づく条例案	条例別表第3第9の項	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先11 ①法令上の根拠	教育委員会子育て支援部保育課 番号法第19条第9号に基づく条例案	教育委員会子ども未来部保育課 条例別表第3第10の項	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号に基づく条例案	条例別表第3第11の項	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号に基づく条例案	条例別表第3第12の項	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号に基づく条例案	条例別表第3第13の項	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先15		新規追加	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 移転先1 ①法令上の根拠		別紙2のとおり	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④記録される項目 全ての記録項目		別添1のとおり	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	Ⅲリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	1 個人住民税課税資料ファイル 2 障害関係ファイル 3 生活保護関係ファイル	1 個人住民税課税資料ファイル 2 障害者ファイル 3 生活保護ファイル 4 年金特徴ファイル 5 課税台帳ファイル 6 事業所情報ファイル	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年12月19日	Ⅰ 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	1 個人住民税課税資料ファイル 2 障害者ファイル 3 生活保護ファイル 4 年金特徴ファイル	1 個人住民税課税資料ファイル 2 障害者ファイル 3 生活保護ファイル 4 年金特徴ファイル 5 課税台帳ファイル 6 事業所情報ファイル	事後	重要な変更にあたらない項目

平成30年1月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法別表第2第27の項 (1) 別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	1 番号法別表第2第27の項 (1) 別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事前	重要な変更にかかる項目
平成29年12月19日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	佐野 勉	田口 裕幸	事後	重要な変更にかからない項目
平成30年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	1 給与支払報告書の提出者数 2 公的年金支払報告書の提出者数 3 確定申告書・住民税申告書の提出者数	1 給与支払報告書の提出者数 2 公的年金支払報告書の提出者数 3 確定申告書・住民税申告書の提出者数 4 課税調査対象者(未申告者、被扶養者、家屋敷課税対象者)	事前	重要な変更にかかる項目
平成30年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[] その他住民票関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 年金関係情報	[☐] その他住民票関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 年金関係情報	事前	重要な変更にかかる項目
平成29年12月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	5 国税関係情報及び地方税関係情報 賦課実施のための根拠として保有 6 生活保護関係情報及び障害者関係情報 正確な賦課実施のための判断情報として保有	5 その他住民票関係情報 対象者の続柄等の情報を保有 6 国税関係情報及び地方税関係情報 賦課実施のための根拠として保有 7 医療保険、障害者福祉、生活保護・社会福祉、介護・高齢者福祉関係情報 正確な賦課実施のための判断情報として保有 8 年金関係情報 年金支払者情報等の保有	事後	重要な変更にかからない項目
平成30年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[] 評価実施機関内の他部署()	[☐] 評価実施機関内の他部署(市民課、福祉課、介護保険課、国保年金課、生活支援課)	事前	重要な変更にかかる項目
平成29年12月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 庁内連携システム [☐] 情報提供ネットワークシステム	事後	重要な変更にかからない項目
平成29年12月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法	業務委託契約書において、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないことを明記しているが、再委託の申請書を提出の上、長岡市の承諾を得た場合は、この限りではないとしており、承認した。 再委託先は「秘密保持義務」「個人情報の保護」について記載のある業務委託契約書の内容を遵守する契約内容となっている。 また、業務の再委託は、すべて⑥にある委託先の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、⑥にある委託先の責めに帰す事由とみなすことを業務委託契約書内に明記している。	業務委託契約書において、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないことを明記しているが、再委託の申請書を提出の上、長岡市の承諾を得た場合は、この限りではないとしており、承認した。 再委託先は「秘密保持義務」「個人情報の保護」「特定個人情報の保護」について記載のある業務委託契約書の内容を遵守する契約内容となっている。 また、業務の再委託は、すべて③にある委託先の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、③にある委託先の責めに帰す事由とみなすことを業務委託契約書内に明記している。	事後	重要な変更にかからない項目
平成29年12月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	納付書・納税通知書の印刷、冊子化(ブックング)及び封入、封緘の代行	納付書の出力及び事後処理(ブックング及び封入、封緘)業務の代行	事後	重要な変更にかからない項目
平成29年12月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	委託先を選出予定	株式会社NS・コンピュータサービス	事後	重要な変更にかからない項目

平成30年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事前	重要な変更にかかる項目
平成29年12月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤再委託の許諾方法	(新規記載)	業務委託契約書において、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないことを明記しているが、再委託の申請書を提出の上、長岡市の承諾を得た場合は、この限りではないとしており、承認した。 再委託先は「秘密保持義務」「個人情報の保護」「特定個人情報の保護」について記載のある業務委託契約書の内容を遵守する契約内容となっている。 また、業務の再委託は、すべて③にある委託先の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかににかかわらず、③にある委託先の責めに帰す事由とみなすことを業務委託契約書内に明記している。	事後	重要な変更にかからない項目
平成29年12月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥再委託事項	(新規記載)	事後処理(ブッキング及び封入、封緘)業務	事後	重要な変更にかからない項目
平成30年7月2日	Ⅰ 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	田口 裕幸	室橋 清隆	事後	重要な変更にかからない項目
平成30年7月2日	Ⅲ リスク対策 8 監査	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	重要な変更にかからない項目
令和1年6月20日	Ⅰ 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	室橋 清隆	市民税課長	事後	重要な変更にかからない項目
令和2年1月21日	V 評価実施手続 ①実施日 1. 基礎項目評価	2017/11/21	2020/1/21	事後	重要な変更にかからない項目
令和3年6月7日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法別表第2第27の項 (1) 別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	1 番号法別表第2第27の項 (1) 別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	重要な変更にかからない項目
令和3年6月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先5 提供先名	教育委員会子育て支援部保育課及び子ども家庭課	教育委員会子ども未来部保育課及び子ども・子育て課	事後	重要な変更にかからない項目
令和3年6月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先6 提供先名	教育委員会子育て支援部保育課及び子ども家庭課	教育委員会子ども未来部保育課及び子ども・子育て課	事後	重要な変更にかからない項目
令和3年6月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目(別添1)	(制度改正による課税資料の記載内容追加に伴うシステム上保持項目の追加)①	・給与支払報告書 摘要欄 給与 所得金額調整控除額 控除 基礎 本人 ひとり親	事後	重要な変更にかからない項目

令和3年6月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目(別添1)	(制度改正による課税資料の記載内容追加に伴うシステム上保持項目の追加)②	・確定申告書、住民税申告書 給与__所得金額調整控除適用区分 給与__所得金額調整控除額 本人__ひとり親 内)収入__その他雑 内)収入__業務雑 内)所得__その他雑 内)所得__業務雑	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年6月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目(別添1)	(制度改正による課税資料の記載内容追加に伴うシステム上保持項目の追加)③	・申告受付情報 給与__所得金額調整控除適用区分 給与__所得金額調整控除額 本人__ひとり親 内)収入__その他雑 内)収入__業務雑 内)所得__その他雑 内)所得__業務雑 住宅借入金等特別控除年調済区分 所得__給与住民税ベース 所得__公的年金住民税ベース 給与__所得金額調整控除額住民税	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年6月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目(別添1)	(制度改正による課税資料の記載内容追加に伴うシステム上保持項目の追加)④	・課税情報 給与__所得金額調整控除適用区分 給与__所得金額調整控除額 本人__ひとり親 内)収入__その他雑 内)収入__業務雑 内)所得__その他雑 内)所得__業務雑	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年6月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目(別添1)	・申告受付情報 サイン予備2	・申告受付情報 年調以外かつ専修学校等サイン	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法別表第2第27の項 (1) 別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	1 番号法別表第2第27の項 (1) 別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目(別添1)	(制度改正による課税資料の記載内容追加に伴うシステム上保持項目の追加)①	・年金支払報告書 本人__ひとり親	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目(別添1)	・確定・住民税申告 金額予備項目18	・申告受付情報 配当・株式等譲渡の申告不要制度適用区分	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目(別添1)	・課税情報 金額予備項目18	・申告受付情報 配当・株式等譲渡の申告不要制度適用区分	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目(別添1)	・申告受付情報 金額予備項目2	・申告受付情報 配当・株式等譲渡の申告不要制度適用区分	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	「条例」……………長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号)	「条例」……………長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目(別添1)	(新規記載)	[○] その他(戸籍関係情報)	事後	重要な変更に当たる項目

令和5年6月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]行政機関・独立行政法人等(国税庁、各給与取扱法人等)	[○]行政機関・独立行政法人等(国税庁、法務大臣、各給与取扱法人等)	事後	重要な変更にあたる項目
令和7年6月30日	表紙 特記事項	「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「主務省令①」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年／内閣府／総務省令第5号) 「主務省令②」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年／内閣府／総務省令第7号) 「条例」……長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年／デジタル庁／総務省令第9号) 「条例」……長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	事後	重要な変更にあたる項目
令和7年6月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称		マイナポータル申請管理	事後	重要な変更にあたる項目
令和7年6月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能		1 住民向け機能:自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2 地方公共団体向け機能:住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事後	重要な変更にあたる項目
令和7年6月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続		[○]その他(申請管理システム)	事後	重要な変更にあたる項目
令和7年6月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称		申請管理システム	事後	重要な変更にあたる項目
令和7年6月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能		1 マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを複合する機能 2 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 3 個人住民税システムに申請データを連携する機能	事後	重要な変更にあたる項目
令和7年6月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続		[○]その他(マイナポータル申請管理)	事後	重要な変更にあたる項目
令和7年6月30日	I 基本事項 4 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1第16の項 主務省令①第16条	番号法別表第24の項	事後	重要な変更にあたる項目
令和7年6月30日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法別表第2第27の項 (1) 別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (2) 別表第2における情報照会の根拠 別表第2第27の項 2 主務省令②第20条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第40の項	事後	重要な変更にあたる項目
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社BSNアイネット	株式会社埼玉電算センター	事後	重要な変更にあたる項目

令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]提供を行っている(69件) [○]移転を行っている(32件)	[○]提供を行っている(87件) [○]移転を行っている(31件)	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	別紙1のとおり(56件)	別紙1のとおり(73件)	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5	長岡市教育委員会子ども未来部保育課及び子ども・子育て課	長岡市教育委員会子ども未来部保育課及び子ども政策課	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先6	長岡市教育委員会子ども未来部子ども・子育て課	長岡市教育委員会子ども未来部子ども政策課	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先16～20		【削除】 別紙1に記載	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所		【追記】 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和7年6月30日	Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		【追記】 物理的対策 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更

令和7年6月30日	Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		【追記】 技術的対策 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②長岡市が委託したASP(「地方公共団体情報システムズのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルスソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤長岡市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適応を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦長岡市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧長岡市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和7年6月30日	Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		【追記】 特定個人情報の消去手順 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC 27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
令和7年6月30日	Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。) 10. その他のリスク対策		【追記】 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウド上での業務データの取り扱いについては、当該業務データを保有する長岡市及びその業務データの取り扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は長岡市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、長岡市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更